

対馬市告示第24号

平成18年第1回対馬市議会臨時会を次のとおり招集する

平成18年5月8日

市長 松村 良幸

1 期 日 平成18年5月15日

2 場 所 対馬市議会議場

開会日に応招した議員

小西 明範君	永留 邦次君
小宮 教義君	阿比留光雄君
三山 幸男君	小宮 政利君
初村 久藏君	吉見 優子君
糸瀬 一彦君	桐谷 徹君
宮原 五男君	大浦 孝司君
小川 廣康君	大部 初幸君
兵頭 榮君	上野洋次郎君
作元 義文君	黒岩 美俊君
島居 邦嗣君	武本 哲勇君
中原 康博君	桐谷 正義君
扇 作工門君	畠島 孝吉君
波田 政和君	

5月15日に応招しなかった議員

平間 利光君

平成18年 第1回 対馬市議会臨時会会議録(第1日)

平成18年5月15日(月曜日)

議事日程(第1号)

平成18年5月15日 午前10時00分開会

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 承認第1号 専決処分の承認を求めるについて(平成17年度対馬市一般会計補正予算(第7号))

日程第4 承認第2号 専決処分の承認を求めるについて(平成17年度対馬市国民健康保険特別会計補正予算(第2号))

日程第5 承認第3号 専決処分の承認を求めるについて(平成17年度対馬市老人保健特別会計補正予算(第4号))

日程第6 承認第4号 専決処分の承認を求めるについて(平成17年度対馬市介護保険特別会計補正予算(第3号))

日程第7 承認第5号 専決処分の承認を求めるについて(対馬市税条例の一部を改正する条例)

日程第8 承認第6号 専決処分の承認を求めるについて(対馬市国民健康保険税条例の一部を改正する条例)

日程第9 承認第7号 専決処分の承認を求めるについて(対馬市介護保険条例の一部を改正する条例)

日程第10 承認第8号 専決処分の承認を求めるについて(和解の申立てについて(久田浜団地))

日程第11 議長の辞職について

追加日程第1 議長の選挙について

追加日程第2 議長の常任委員の辞任について

追加日程第3 常任委員の選任について

追加日程第4 議席の一部変更について

追加日程第5 発議第5号 議會議員辞職勧告決議(案)について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 承認第1号 専決処分の承認を求めるについて（平成17年度対馬市一般会計補正予算（第7号））
- 日程第4 承認第2号 専決処分の承認を求めるについて（平成17年度対馬市国民健康保険特別会計補正予算（第2号））
- 日程第5 承認第3号 専決処分の承認を求めるについて（平成17年度対馬市老人保健特別会計補正予算（第4号））
- 日程第6 承認第4号 専決処分の承認を求めるについて（平成17年度対馬市介護保険特別会計補正予算（第3号））
- 日程第7 承認第5号 専決処分の承認を求めるについて（対馬市税条例の一部を改正する条例）
- 日程第8 承認第6号 専決処分の承認を求めるについて（対馬市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
- 日程第9 承認第7号 専決処分の承認を求めるについて（対馬市介護保険条例の一部を改正する条例）
- 日程第10 承認第8号 専決処分の承認を求めるについて（和解の申立てについて（久田浜団地））
- 日程第11 議長の辞職について
- 追加日程第1 議長の選挙について
- 追加日程第2 議長の常任委員の辞任について
- 追加日程第3 常任委員の選任について
- 追加日程第4 議席の一部変更について
- 追加日程第5 発議第5号 議会議員辞職勧告決議（案）について

出席議員（25名）

1番 小西 明範君	2番 永留 邦次君
3番 小宮 教義君	4番 阿比留光雄君
5番 三山 幸男君	6番 小宮 政利君
7番 初村 久藏君	8番 吉見 優子君
9番 糸瀬 一彦君	10番 桐谷 徹君
11番 宮原 五男君	12番 大浦 孝司君

13番 小川 廣康君	14番 大部 初幸君
15番 兵頭 榮君	16番 上野洋次郎君
17番 作元 義文君	18番 黒岩 美俊君
19番 島居 邦嗣君	20番 武本 哲勇君
21番 中原 康博君	22番 桐谷 正義君
24番 扇 作工門君	25番 畑島 孝吉君
26番 波田 政和君	

欠席議員(1名)

23番 平間 利光君

欠 員(なし)

事務局出席職員職氏名

局長 大浦 義光君	次長 永留 徳光君
参事 豊田 充君	係長 三原 立也君

説明のため出席した者の職氏名

市長	松村 良幸君
助役	永尾一二三君
総務部長	内田 洋君
総務部次長(総務課長)	斎藤 勝行君
政策部長	松原 敬行君
市民生活部長	山田 幸男君
福祉部長	勝見 末利君
保健部保険課長	平井 桂一君
産業交流部長	中島 均君
建設部長	清水 達明君
水道局長	齋藤 清榮君
教育長	米田 幸人君
教育次長	日高 一夫君
巖原支所長	木寺 和福君

美津島支所長	松村 善彦君
豊玉支所長	松井 雅美君
峰支所長	阿比留博幸君
上県支所長	山本 輝昭君
上対馬支所長	梅野 茂希君
消防長	阿比留仁志君
監査委員事務局長	阿比留博文君
農業委員会事務局長	瀬崎万壽喜君

午前10時00分開会

副議長（畠島 孝吉君） おはようございます。報告をいたします。

平間利光君より入院中のため、欠席の申し出があってあります。定足数に達していますので、ただいまから平成18年第1回対馬市議会臨時会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

日程に入る前に市長よりごあいさつをお受けいたします。市長。

市長（松村 良幸君） 開会に当たりまして一言ごあいさつを申し上げます。

本日ここに平成18年第1回対馬市議会臨時会を招集いたしましたところ、議員諸兄におかれましては健勝にして御出席を賜りまして厚くお礼を申し上げます。

先日開催をされました全員協議会の折にも申し上げましたが、一連の競売入札妨害事件による廣田助役再逮捕というたび重なる不祥事に対しまして市民の皆様はじめ議会、そして、関係者皆様には大変御心配、御迷惑をおかけいたしまして、この場をおかりいたしまして重ねておわびを申し上げる次第であります。

なお、本臨時会におきまして御審議をお願いいたします案件は専決処分案件8件でございます。議案の提案理由につきましては後ほど担当部長等に説明をさせたいと存じますので、どうかよろしく御審議をいただきまして、適正な御承認を賜りますようお願い申し上げます。簡単ではございますが、開会のあいさつにかえさせていただきます。

副議長（畠島 孝吉君） 次に、5月1日付の人事異動に伴う幹部職員の紹介があります。自己紹介をお願いします。

市民生活部長（山田 幸男君） 5月1日付の人事異動によって市民生活部理事から市民生活部長の拝命を受けました山田でございます。よろしく御指導のほどお願いを申し上げます。

福祉部長（勝見 末利君） 福祉部長の勝見です。よろしくお願いいたします。

保健部保険課長（平井 桂一君） 5月1日の異動によりまして保健部保険課長を拝命いたしま

した平井と申します。本日は保健部長が所用のために出席できませんので、代理で出席しております。よろしくお願ひします。

水道局長（齋藤 清榮君） おはようございます。4月1日付で水道局長業務の拝命をしております齋藤清榮と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

総務部次長（斎藤 勝行君） おはようございます。同じく5月1日付で秘書課長から総務部次長兼総務課長にかわりました斎藤勝行でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

教育次長（日高 一夫君） おはようございます。5月1日付で福祉部長から教育次長拝命を受けました日高一夫です。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

監査委員事務局長（阿比留博文君） おはようございます。4月1日付で教育委員会豊玉事務所の方から監査委員事務局の方に拝命いただきました阿比留です。よろしくお願ひいたします。

美津島支所長（松村 善彦君） おはようございます。5月1日付の人事異動によりまして美津島支所の住民生活課長より支所長を拝命いたしました松村善彦です。よろしくお願ひいたします。

豊玉支所長（松井 雅美君） おはようございます。5月1日の人事異動によりまして福祉部福祉課長より豊玉支所長に拝命をいただきました松井雅美でございます。どうぞよろしく御指導のほどお願ひいたします。

日程第1.会議録署名議員の指名

副議長（畠島 孝吉君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第81条の規定によって、三山幸男君及び小宮政利君を指名します。

日程第2.会期の決定

副議長（畠島 孝吉君） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日限りにしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

副議長（畠島 孝吉君） 異議なしと認めます。したがって、本臨時会の会期は本日1日限りに決定しました。

日程第3.承認第1号

副議長（畠島 孝吉君） 日程第3、承認第1号、専決処分の承認を求めるについて（平成17年度対馬市一般会計補正予算（第7号））を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。総務部長、内田洋君。

総務部長（内田 洋君） ただいま議題に供されました承認第1号、専決処分の承認を求める
ことについて、その提案理由と内容を説明申し上げます。

本案は、平成17年度対馬市一般会計補正予算（第7号）を、去る3月31日付で、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により報告し、御承認を求めるものであります。

今回の補正是、地方交付税、地方譲与税、地方債等の額が決定したこと及び事務事業費の確定、執行残の調整のための補正であります。

1ページをお願いいたします。平成17年度対馬市一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによることを規定し、第1条第1項、歳入歳出予算の補正是、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3億7,575万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ377億8,483万2,000円とするものであります。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、2ページから7ページにかけて記載しております「第1表 岁入歳出予算補正」によるものであります。

第2条、繰越明許費の補正是、繰越明許費の廃止及び変更を8ページから9ページに掲げております「第2表 繰越明許費補正」によること。

第3条、地方債の補正是、地方債の変更を10ページから11ページにかけての「第3表 地方債補正」によるものであります。

8ページをお願いいたします。第2表繰越明許費補正につきましては、第6号補正予算で議決をいただきました繰越明許費のうち、繰越事業等の決定により廃止及び変更するものであります。廃止いたします事業は3事業ですが、事業の完了によるものであります。

次に、10ページをお願いいたします。第3表地方債補正につきましては、地方公共事業債等の額の決定により、起債限度額を59億5,310万円から60億8,560万円に1億3,250万円増額変更するものであります。

次に、歳入歳出予算の内容について、主なものを御説明いたします。

まず、歳入ですが、16ページをお願いいたします。

2款地方譲与税から18ページの7款自動車取得税交付金までは、交付金の額の決定によりそれぞれ計上いたしております。

18ページですけども、10款地方交付税1項地方交付税1目地方交付税を2億2,051万6,000円増額しております。特別交付税の決定によるものであります。これによりまして地方交付税の総額は151億9,692万4,000円となるものであります。

20ページをお願いいたします。12款分担金及び負担金1項分担金1目総務費分担金を771万4,000円。

13款使用料及び手数料1項使用料1目総務費使用料を406万4,000円減額計上しております。移動通信用鉄塔施設整備の事業費の確定により、参入事業者からの分担金及び使用料が減額されるためあります。

14款国庫支出金1項国庫負担金1目民生費国庫負担金を2,245万7,000円増額計上いたしました。保険基盤安定負担金の国庫負担分を当初は全部が県に移譲されるものとして措置しておりましたが、保険者支援分は従来どおり国が2分の1を負担することから、事業費の確定により計上するものであります。4目災害復旧費国庫負担金3,739万2,000円を減額いたします。道路災害復旧事業、河川災害復旧事業、文教施設災害復旧事業費の確定によるものであります。22ページをお願いいたします。2項国庫補助金1目総務費国庫補助金680万4,000円の減額は、地域イントラネット整備事業費の確定によるものであります。

15款県支出金1項県負担金2目民生費県負担金1,285万8,000円の減額は、先ほど国庫負担金で御説明いたしました保険基盤安定負担金の額の確定及び国庫負担金のルール分の増により県負担金を減額するものであります。2項県補助金1目総務費県補助金4,953万1,000円の減額は、移動通信用鉄塔施設整備事業補助金4,930万4,000円が主なものであり、事業費の確定によるものであります。4目農林水産業費県補助金から、24ページの9目災害復旧費県補助金につきましては、事業費の確定によるものであります。次に、3項の委託金につきましては、1目総務費委託金の増額は、長崎県知事選挙費委託金768万2,000円の決定による増額が主なものであります。

26ページをお願いいたします。18款繰入金2項基金繰入金1目基金繰入金を7億2,149万3,000円減額計上いたしました。内訳は、減債基金からの繰り入れを4億2,000万円、振興基金からの繰り入れを3億円減額するのが主なものです。これによりまして財政調整基金、減債基金、振興基金からの繰入金は13億800万円になります。

20款諸収入5項雑入4目雑入を372万3,000円減額いたします。これは国保診療所特別会計剰余金、市町村振興宝くじ配当金等による増額683万9,000円と使用済み自動車の島外への搬送のための離島対策支援事業協力資金出損金を事業費の確定により減額するものであります。

21款市債1項市債につきましては、1目総務債から、28ページの9目災害復旧債まで起債額の決定により1億3,250万円を増額するものであります。

次に、歳出であります。

30ページをお願いいたします。2款総務費1項総務管理費7目企画費で1億3,707万

4,000円を減額いたします。その内容は、32ページにかけましての移動通信用鉄塔施設整備事業、地域インターネット基盤整備事業、CATV施設整備事業に係る測量調査、設計監理の委託料、工事請負費、用地の購入費、備品購入費等の事業費の確定及び執行残による減額であります。

34ページをお願いいたします。3款民生費1項社会福祉費4目国民健康保険費で4,625万9,000円を減額いたしております。これは国民健康保険特別会計への繰り出し金を保険基盤安定費、出産一時金、財政安定化支援事業費、職員給与等の確定により減額するものであります。5目老人福祉費で5,123万2,000円の減額であります。介護予防地域支え合い事業に係る県費の精算返還金の増と医療給付費等の確定による老人保健特別会計への繰り出し金の減、介護保険事業の確定による介護保険特別会計への繰り出し金の減額によるものであります。

4款衛生費1項保健衛生費1目保健衛生総務費で528万9,000円の減額であります。いづはら病院の精神科病棟建設償還金の減によるものであります。2項清掃費2目塵芥処理費1,242万8,000円の減額は、久田不燃物捨場跡地暫定対策工事及び次のページの37ページの上段に記載しております使用済自動車等海上輸送費補助金の執行残によるものであります。

6款農林水産業費1項農業費は1,281万8,000円を減額計上しております。各種事業の執行残の減額と家畜導入事業基金積立金を増額するものであります。2項林業費につきましては、39ページの上段になりますが、シイタケ生産推進補助金として種ごま96万個分を増額計上し、その他執行残を減額し、70万2,000円を増額いたしております。3項水産業費につきましては、執行残による減額が主なものです。4目漁港建設費は、事業費の確定により調整をいたしまして783万9,000円を減額するものであります。したがいまして、水産業費で1,370万4,000円を減額するものであります。

次に、46ページをお願いいたします。11款災害復旧費1項農林水産施設災害復旧費は、事業費の確定により1,480万円を減額し、2項公共土木施設災害復旧費も同じく事業費の確定により4,697万9,000円を減額するものであります。

48ページをお願いいたします。12款公債費1項公債費2目利子を979万円減額いたしましたが、これは繰越事業に係る借り入れ時期が遅れたことによるものであります。

以上であります。よろしく御承認くださいますようお願いいたします。

副議長（畠島 孝吉君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。大浦孝司君。

議員（13番 大浦 孝司君） 37ページの農業振興費、ちょっと確認と説明をお願いしたいんですが、担当部長の方に。公社の運営費補助金、これを200万減額しておりますね。実は、18年度の当初予算の対応において美津島町扱い手公社、島山地区の公社のいわゆる基金の全額

取り崩しを行っております。方針としては公社を廃止して、営農は独自にやるというふうなことを聞いておりますが、今回たしか5月の連休前だと思いますが、再度公社の運営を継続するという一転二転したことを確認っております。このことは、どういうふうに考えておるのか。

それと、この地区において企業誘致をいたすという方向でお話は聞いておりましたが、この問題はどうなったのか、この2点。

そして、この予算措置を基金の取り崩しをやった中で、今年度どういうふうに対応するのか、部長の方にお尋ねいたします。

副議長（畠島 孝吉君） 産業交流部長。

産業交流部長（中島 均君） お答えいたします。

37ページの公社の運営費の補助金につきましては、三根の開発公社の一応運営費を当初921万計上いたしておりましたけれども、最終的に少し剩余金が出たということで721万の決算、運営補助金ということで200万を市の方に返納するということでございます。

それと、島山の扱い手公社の件でございますが、当初サニックスさんとの経営、農業法人化というような形でいろいろ進めておりましたけれども、実はサニックスさんが会社等の経営状態が今のところ思わしくないというような報告を受けまして、実は明日、サニックスの小松工場長がうちの方にお見えになります。そういうふうな中で、うちも再三担当の方が響灘のサニックスさんにいろいろな形でコンポストの内容説明を行ったわけですが、そういうふうな中身につきましては若干内容等の検討事項が必要ということで、最終的にどういうふうな形ですとかということは決めておりませんけれども、私たちも企業誘致等もありますので、非常にサニックスさんとの話し合いは大事にしていきたいというように考えておるのが現状でございます。

以上です。

副議長（畠島 孝吉君） 大浦孝司君。

議員（13番 大浦 孝司君） 私が尋ねておるのは、扱い手公社を当面対応をするというふうなことで話し合いがあったと聞いてますが、そこが今年度以前におけることなのか、そして、今的企业誘致の話がうまくいけば切りかえるというふうな考えなのか、そういうことですか。

副議長（畠島 孝吉君） 産業交流部長。

産業交流部長（中島 均君） 扱い手公社等につきましては、私たち行革の中でのいろいろ検討いたします。そういうふうな中で、資産等もございますので、即廃止ということはできませんので、一応私たちの話し合いの中ではまだ廃止という言葉は使ってないわけですが、現在といたしましても、資産等が相当ありますので、県に三根、美津島、それから、上県の公社等につきまして、どういうふうな形で持っていくかというのは今、検討委員会で検討しとるのが現状でございます。

以上です。

副議長（畠島 孝吉君） 総務部長。

総務部長（内田 洋君） 先ほど大浦議員さん、基金の繰り入れをということでございますけども、当初23億4,000万ですか、17年度当初でやっておりまして、今の補正で20億5,500万の予算を組んでおりました。その繰入金を減額いたしますよということでございまして、当初からすれば10億ほど減るということでございますが、ですから、基金はそれだけ残るということになりますけども、そういうことでよろしゅうございますでしょうか。

副議長（畠島 孝吉君） 中原康博君。

議員（22番 中原 康博君） 同じく37ページのそば製粉所建設工事、減額でのってありますけれども、3月いっぱい工事が完成しております。約一月半たった現在、まだオープンされてない状況にあります。シャッターも何も閉まった状況にあります。この運営方法をちまたの話によりますと、対馬農協が委託先とかいう話があっておりますが、どのような運営方法でされるのか、お伺いをしたいと思います。

副議長（畠島 孝吉君） 産業交流部長。

産業交流部長（中島 均君） 37ページのそばの生産出荷奨励事業補助金につきましては、これはそばの作付に伴う補助金でございまして、当初87.5ヘクタールの計画が実績といたしまして、（「製粉所」と呼ぶ者あり）ああそうですか。どうも失礼いたしました。製粉所につきましては、執行残の減額でございます。

それと、運営委託につきましては、今、対馬農協さんの方と詰めております。具体的に私の方も一応二、三回の話し合いの中でございます。ですから、早目に農協さんとの話し合いを進めて、早くできるように進めていきたいというふうに考えております。

副議長（畠島 孝吉君） 中原康博君。

議員（22番 中原 康博君） 早くにというのは、どのくらい早いのかというのがなかなかわかりにくいんですね。せっかくいいのができたわけですから、やはり完成次第に即オープンというのが普通やと思うんですね。どういった状況的に進んであるか、いつごろオープンされるかという予定はまだ立ってないんですか。

副議長（畠島 孝吉君） 産業交流部長。

産業交流部長（中島 均君） 製粉所のオープンにつきましては、昨年の11月でそばの確保をいたしておりますし、昨年につきましてはそば自体良好ということで話を聞いておりますので、そこら辺の製粉所の仕事の作業開始につきましては、農協さんの方とまだ具体的には進めておりませんけれども、早目にオープンはしていきたいというふうに考えております。

副議長（畠島 孝吉君） ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

副議長（畠島 孝吉君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

副議長（畠島 孝吉君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから承認第1号、専決処分の承認を求めるについて（平成17年度対馬市一般会計補正予算（第7号））を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

副議長（畠島 孝吉君） 異議なしと認めます。したがって、承認第1号は原案のとおり承認されました。

・

・

日程第4 . 承認第2号

日程第5 . 承認第3号

日程第6 . 承認第4号

副議長（畠島 孝吉君） 日程第4、承認第2号、専決処分の承認を求めるについて（平成17年度対馬市国民健康保険特別会計補正予算（第2号））から、日程第6、承認第4号、専決処分の承認を求めるについて（平成17年度対馬市介護保険特別会計補正予算（第3号））までの3件を一括して議題とします。

各案について提案理由の説明を求めます。保険課長、平井桂一君。

保健部保険課長（平井 桂一君） ただいま議題となりました承認第2号から承認第4号までの3件を続けて御説明申し上げます。

この案件につきましては、平成17年度の財源の決定、あるいは事業費の決定等に伴いまして平成18年3月31日に、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分させていただきましたので、同条第3項の規定により報告し、その承認をお願いするものでございます。

承認第2号、平成17年度対馬市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

専決2号をお開きください。

第1条で、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億8,604万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ50億1,212万円と定めるものでございます。

第2項で、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 岁入歳出予算補正」によるものございます。

歳入について御説明いたします。

8ページをお開きください。3款国庫支出金1項1目療養給付費等負担金は8,929万1,000円の減で、療養給付費分648万3,000円の増と老人保健医療費拠出金分8,151万9,000円と介護納付金分1,425万5,000円のいずれも減でございます。2目の高額医療費共同事業負担金は133万5,000円増で、合わせて8,795万6,000円の減でございます。2項国庫補助金1目財政調整交付金は、普通調整交付金4,642万1,000円、特別調整交付金3,737万4,000円、合わせて8,379万5,000円の増でございます。

4款療養給付費交付金1項1目療養給付費等交付金3,430万5,000円の増でございます。

5款県支出金1項1目高額医療費共同事業負担金は133万5,000円の増でございます。

10ページをお願いします。2項県補助金1目県財政調整交付金は法改正に伴う新規県負担金で1億8,596万9,000円の増です。

7款共同事業交付金1項1目共同事業交付金は1億1,201万4,000円の増になっております。

9款の繰入金1項1目一般会計繰入金は、保険基盤安定繰入金1,280万円の増、職員給与費等繰入金1,255万円、出産育児一時金につきましては440万円、財政安定化支援事業繰入金4,210万9,000円のいずれも実績による減で、合わせて4,625万9,000円の減でございます。

11款諸収入1項1目一般被保険者延滞金30万8,000円の増です。12ページをお願いします。4項雑入1目一般被保険者第三者納付金213万4,000円、3目一般被保険者返納金40万3,000円で、合わせて253万7,000円の増でございます。

続きまして、歳出について御説明申し上げます。

14ページをお開きください。1款総務費1項1目一般管理費は、通信運搬費、コピー使用料等合わせて653万6,000円の減、3目医療費適正化特別対策事業68万9,000円の減で、合わせて722万5,000円の減でございます。2項の徴税費1目賦課徴収費は、嘱託員報酬、通信運搬費。16ページをお願いします。納税組合交付金の減など合わせて124万円の減でございます。3項運営協議会費は34万9,000円の減でございます。

2款保険給付費1項1目一般被保険者療養給付費は、療養給付費の増により2億6,595万3,000円の増、退職被保険者等療養給付費も療養給付費の増によりまして3,417万7,000円増で、合わせて3億13万円の増でございます。2項高額療養費、一般被保険者高額療養費は財源内訳の変更、退職被保険者等高額療養費につきましては12万8,000円の増でございます。4項出産育児諸費1目の出産育児一時金は、18件減の540万円の減。

18ページをお願いします。3款老人保健拠出金、4款介護納付金、6款保健事業費は、いずれも財源内訳の変更でございます。

7款基金積立金1項1目財政調整基金積立金は4,000円でございます。

以上、承認第2号の説明を終わります。

続きまして、承認第3号、平成17年度対馬市老人保健特別会計補正予算（第4号）をお開きください。

第1条で、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ578万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ43億2,118万5,000円と定めるものでございます。

第2項で、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 嶸入歳出予算補正」によるものでございます。

歳入について御説明いたします。

8ページをお開きください。1款支払基金交付金1項1目医療費交付金は、額の確定による増額で、現年度分医療給付費交付金3,020万2,000円。

4款繰入金1項1目一般会計繰入金で、医療給付費繰入金2,326万9,000円、事務費繰入金が115万円、合わせて2,441万9,000円の減でございます。

続きまして、歳出について御説明をいたします。

10ページをお開きください。1款総務費1項1目一般管理費ですが、普通旅費及び通信運搬費、合わせて115万円の減でございます。

2款の医療諸費1項1目医療給付費、国保分1,556万円の増、社保分214万円の減、2目医療費支給費、国保分466万9,000円の減、社保分64万8,000円の減、3目審査支払手数料117万円の減で、増減で693万3,000円の増でございます。

以上、簡単ですが、承認第3号の説明を終わります。

続きまして、承認第4号、平成17年度対馬市介護保険特別会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。

専決第4号をお開きください。

第1条で、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億1,449万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ25億8,893万円と定めるものでございます。

第2項で、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 嶌入歳出予算補正」によるものでございます。

歳入について御説明いたします。

10ページをお開きください。1款保険料1項1目第1号被保険者保険料は、現年度分特別徴収保険料65万5,000円の増、現年度分普通徴収保険料354万6,000円の減、滞納繰越

分普通徴収保険料 124万3,000円減を合わせまして 413万4,000円の減でございます。

2款使用料及び手数料 1項1目督促手数料は 1,000円の減でございます。

3款国庫支出金 1項1目介護給付費負担金は、交付額の決定によりまして現年度分 700万9,000円の減でございます。2項国庫補助金 1目調整交付金は、交付額の決定により4,587万8,000円の減、4目介護保険事業費補助金も交付額の決定によりまして 275万9,000円の減で、合わせて 4,863万7,000円の減額でございます。

12ページをお願いします。4款支払基金交付金 1項1目介護給付費交付金は、交付額の決定により 3,195万5,000円の減でございます。

5款県支出金 1項1目介護給付費負担金は、交付額の決定により 633万7,000円の増、2項県補助金 3目ケアマネジャー研修体制支援事業補助金は、県の内示の遅れによりまして未実施による減額でございます。

6款財産収入 1項1目は、基金利子 2万9,000円。

7款繰入金 1項1目一般会計繰入金は 3,092万8,000円の減。

14ページに移ります。8款繰越金 1項1目その他の繰越金 209万4,000円。

9款諸収入 1項1目第1号被保険者延滞金、2目過料合わせて 2,000円の減、3項雑入につきましては 1万3,000円の減でございます。

続きまして、歳出について御説明申し上げます。

16ページをお開きください。1款総務費 1項1目一般管理費は、通信運搬費、介護保険システム保守委託料、審査会システム制度改正適用委託料等で 758万1,000円の減、5目ケアマネジャー研修体制支援事業費は、歳入で説明のとおり 36万7,000円減で、合わせて 794万8,000円の減でございます。2項徴収費 1目賦課徴収費は、財源内訳の変更でございます。3項介護認定審査会費 1目介護認定審査会費は、合議体の人員減等に伴う委員報酬 140万円の減、18ページをお願いします。意見書作成料 146万円の減、2目認定審査等費は、財源内訳の変更です。合わせて 540万円の減でございます。5項計画策定委員会費は、実績により 47万円の減でございます。

2款保険給付費 1項1目介護サービス給付費は、昨年の10月の法の改正に伴うもので 9,034万3,000円の減、特例介護サービス給付費 279万円の減で、合わせて 9,313万3,000円の減でございます。20ページをお願いします。2項1目介護予防サービス給付費 868万2,000円の増、特例介護予防サービス給付費 203万4,000円の減で、増減 664万8,000円の増でございます。3項その他諸費 1目審査支払手数料 24万7,000円の減でございます。4項高額介護サービス等費 1目高額介護サービス費 9万1,000円の増、6項特定入所者介護サービス等費 1目特定入所者介護サービス費 684万

6,000円の減、2目特例特定入所者介護サービス費18万8,000円の減、3目特定入所者介護予防サービス費602万2,000円の減、4目特例特定入所者介護予防サービス費18万8,000円の減で、増減1,324万4,000円の減となっております。

22ページをお願いします。4款基金積立金1,000円の減。

5款公債費5万円の減でございます。

6款諸支出金1項1目第1号被保険者保険料還付金60万円の減、2目償還金14万円の減で、合わせて74万円の減となっております。

以上、専決議案第2号から第4号までの3件の提案理由及び概要の説明とさせていただきます。よろしく御審議のほど御承認くださいますようお願いいたします。

副議長（畠島 孝吉君） これから各案に対する一括質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

副議長（畠島 孝吉君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

副議長（畠島 孝吉君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから承認第2号、専決処分の承認を求めるについて（平成17年度対馬市国民健康保険特別会計補正予算（第2号））から、日程第6、承認第4号、専決処分の承認を求めるについて（平成17年度対馬市介護保険特別会計補正予算（第3号））までの3件を一括して採決します。

お諮りします。各案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

副議長（畠島 孝吉君） 異議なしと認めます。したがって、承認第2号、承認第3号及び承認第4号は原案のとおり承認されました。

・

・

日程第7 . 承認第5号

日程第8 . 承認第6号

日程第9 . 承認第7号

副議長（畠島 孝吉君） 日程第7、承認第5号、専決処分の承認を求めるについて（対馬市税条例の一部を改正する条例）から、日程第9、承認第7号、専決処分の承認を求めるについて（対馬市介護保険条例の一部を改正する条例）までの3件を一括して議題とします。

各案について提案理由の説明を求めます。市民生活部長、山田幸男君。

市民生活部長（山田 幸男君） ただいま議題となりました対馬市税条例の一部を改正する条例

につきまして、提案の理由及びその概要を説明申し上げます。

平成18年度の税制改正につきましては、現下の経済、財政状況等を踏まえつつ、持続的な経済社会の活性化を目指し、るべき税制の構築に向け、所得税から個人住民税へ3兆円規模の税源移譲、定率減税の廃止、土地住宅税制の見直し等の検討が行われ、政府税制調査会から提出されました平成18年度の税制改正に関する答申及び与党で決定されました平成18年度税制改正大綱等を得まして、地方税法等の一部を改正する法律案が2月7日に国会に提出され、衆議院、参議院の議決を経まして、3月31日に平成18年法律第7号をもって公布され、4月1日から施行されたところでございます。この地方税法及び同施行令の改正に合わせて関係条文の改正を行ったものでございます。

なお、本条例は、地方税法同施行令等の公布に合わせ平成18年3月31日に、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分させていただきましたので、同条第3項の規定により報告申し上げ、その承認をお願いするものでございます。

以上が、本案の提案の理由でございます。

次に、改正の概要につきまして説明申し上げます。

今回の改正の内容といたしましては、所得税から個人住民税への税源移譲、定率減税の廃止、土地税制の見直し、個人住民税の非課税限度額の見直しが主なものでございます。

まず、市民税関係でございますが、税源移譲分といたしまして所得税の税率が引き下げられ、個人住民税所得割の税率構造の改正が行われております。課税所得金額により5%から13%の3段階であったものが、一律10%、内訳といたしまして市民税6%、県民税4%の比例税率化がなされております。この改正に伴い別表にございました退職所得に係る特別徴収税額表を廃止いたしております。個々の納税者の負担が変わらないように個人住民税におきまして所得税と個人住民税の人的控除額の差に基づく負担増を調整する減額措置などが創設されております。

また、累進課税を前提とした制度でございました山林所得の5分5乗規定、変動所得または臨時所得に係る平均課税の規定を所得割の税率を比例税率化することに伴い廃止することといたしております。

また、分離課税等に係る個人住民税の税率割合を税源移譲後の都道府県民税と市町村民税の割合に合わせた税率にそれぞれ改正がなされております。これらの改正につきましては、平成19年度分以後の個人住民税について適用することといたしております。平成18年度の改正における税源移譲以外の改正といたしまして、個人住民税の定率減税を平成18年度をもって廃止することとし、個人市民税均等割非課税基準の控除対象配偶者または扶養親族を有する場合の加算額、現行「17万6,000円」を「16万8,000円」に改めております。

また、個人市民税所得割非課税基準の控除対象配偶者または扶養親族を有する場合の加算金額、

現行「35万円」を「32万円」に改正をいたしております。これらの改正につきましては、平成18年度の課税から適用することいたしております。

また、租税条約実施特例法の規定の整備を行っております。固定資産税関係につきましては、平成18年度が3年に1度の評価替えの年に当たることに伴い課税の公平及び制度の簡素化の観点から、土地に係る負担調整措置が大幅に見直されることとなり、平成18年度から平成20年度までの土地に係る負担調整措置について改正がなされております。

まず、農地以外の土地でございますが、住宅用地につきましては、負担水準、いわゆる前年度の課税標準額が評価額に対し80%以上の土地については、前年度の課税標準額に据え置く。さらに、負担水準が80%未満の土地につきましては、前年度の課税標準額に当該年度の評価額に住宅用地特例率、いわゆるこれは小規模住宅の場合には6分の1、それ以外の住宅用地につきましては3分の1という率がございますが、この率を乗じて得た額の5%を加えた額を課税標準額とする。ただし、その額が本則課税標準額の80%を上回る場合には80%の額とする。その額が20%を下回る場合には20%の額とすることとなっております。住宅以外の土地にあっては、負担水準が評価額に対し70%を超える場合には当該年度の評価額の70%を課税標準額としております。

また、負担水準が60%以上、70%以下の土地の場合におきましては、前年度の課税標準額に据え置くこととされております。その負担水準が60%未満の場合には、宅地の場合と同じような措置がなされております。農地に対する負担調整措置につきましては、改正前と同様のこととされております。

また、市たばこ税につきましては、たばこ税の税率が7月1日から引き上げられたことによる改正でございます。その他の改正につきましては、地方税法等の改正に伴い引用条項等の整備を行ったものでございます。

以上が対馬市税条例の一部を改正する条例の提案理由及びその概要でございます。

続きまして、対馬市国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきまして、提案の理由及びその概要を説明申し上げます。

本条例につきましても、地方税法及び同施行令の改正に合わせ所要の改正を行うものでございます。

なお、地方税法等の一部を改正する法律等の公布に合わせ平成18年3月31日に、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分させていただきましたので、同条第3項の規定により報告申し上げ、その承認をお願いするものでございます。

以上が本案の提案の理由でございます。

次に、改正の概要につきまして説明申し上げます。

国民健康保険税の税額につきましては、特に、所得割部分につきましては、個人住民税の算定基礎となる所得金額を基礎といたしまして、その算定を行っているところでございます。平成18年度から実施される個人住民税の公的年金等控除の見直しに伴い国民健康保険税負担が増加する高齢者に配慮するため、平成17年1月1日現在におきまして65歳に達していた方で、平成17年度分の個人住民税の算定に当たり公的年金控除の適用があった方については、平成18年度、平成19年度におきましてそれぞれ13万円、7万円を所得割額の算定基礎から控除することといたしております。

なお、公的年金控除の適用があった方の被保険者均等割、世帯別平等割額の軽減判定につきましても、総所得金額から平成18年度、平成19年度におきまして、それぞれ28万円、22万円を控除することといたしております。

また、介護保険の2号被保険者である40歳から64歳までの方に係る介護納付金の1世帯当たりの課税限度額を地方税法施行令の改正に合わせ現行の「8万円」から「9万円」に引き上げるものでございます。その他の改正につきましては、地方税法等の改正に伴い引用条項等の整備を行ったものでございます。

なお、附則第1項で施行期日、第2項で適用区分を規定いたしております。

以上が対馬市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の提案理由及びその概要でございます。何とぞよろしく御審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

副議長（畠島 孝吉君） 保険課長、平井桂一君。

保健部保険課長（平井 桂一君） 承認第7号、対馬市介護保険条例の一部を改正する条例について、提案理由及び概要を御説明申し上げます。

本案は、法改正に伴う介護保険料率の算定に関する基準が第1回3月定例議会議案提出後に決定通知が参りました関係で専決処分したものでございます。

第6条は、介護保険料の賦課期日後に1号被保険者の資格を取得した場合における保険料の算定は、資格取得の属する月から月割で賦課する旨の改正で、削除の「（第1項に規定する者を除く。）」の第1項とは、老齢福祉年金受給権者、被保護者、要保護者であって、介護保険料を軽減することにより、被保護者でなくなる者を言います。経過措置ですが、税制の改正により介護保険法施行令も改正されまして、保険料の激変緩和措置を18年度及び19年度の2年間実施することによる調整分の改正でございます。

なお、附則で、平成18年4月1日から施行する旨を記しております。

以上、簡単ですが、提案理由の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。
副議長（畠島 孝吉君） これから各案に対する一括質疑を行います。質疑はありませんか。武本哲勇君。

議員（21番 武本 哲勇君） 市民税、住民税についてお尋ねをいたします。

この参考資料といいますか、これによりますと200万円以下とか700万円以下、あるいは700万円以上という課税所得額、3分の2にされておりましたが、この階層別の納税者、納税世帯わかれれば教えていただきたいと思います。

副議長（畠島 孝吉君） 市民生活部長。

市民生活部長（山田 幸男君） 手元に資料は持っておりませんけども、調査資料といたしましては帰りましたらございます。現在はここに持っておりませんので、帰りまして、改めまして人数、税額につきましては御報告させていただきたいと考えております。

副議長（畠島 孝吉君） 武本哲勇君。

議員（21番 武本 哲勇君） 今欲しいんですけども、結構です。

介護保険の問題についてお尋ねしたいと思いますが、1号該当、2号該当、いろいろあります
が、従来の介護保険料等これがアップしておりますが、その該当ごとのアップ率、あるいは金額
を教えてください。

副議長（畠島 孝吉君） 保険課長。

保健部保険課長（平井 桂一君） 第2期から第3期にかけての保険料のアップの金額につきま
しては、1,100円がアップされておるところでございます。その内訳につきましては、ちょ
っと手元に資料がございませんので。

副議長（畠島 孝吉君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

副議長（畠島 孝吉君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。反対ですね。これより討論を行います。武本哲
勇君。

議員（21番 武本 哲勇君） 少し市民税の問題ですけども、この背景をちょっと申し上げま
すと、日本経済はケインズという学者が唱えた「ケインズ経済学」に基づいて行政が経済を引
っ張っていった、そういう時代が長く続いたわけであります。そして、日本もそれに基づいて公共
投資をどんどんやってきた。そして、経済成長もしてきました。

ところが、それがパンクしまして、今、それは間違いだと。当時はよかったけれども、今
はそれを見直さにやいかんということで、新自由主義という経済用語と申しますか、政治用語と
申しますか、そういう状態に今入っているわけです。この新自由主義というのは規制緩和をどん
どんして、公共部門を民間にどんどん移譲していく、そして、強い者はどんどん強くなり、弱い
者は自己責任でやれという背景があるわけであります。

この市民税についても、そういう大きな流れの中で起こっている問題であります。例えば、こ

れまでは200万円以下については5%であった、それが10%になります。100%アップであります。700万円以下、200万円以上の場合はプラス・マイナス・ゼロであります。従来から10%。700万円以上については約23%の減額であります。このようにこれ一つとっても、弱い者と強い者の格差が広がっていく。これは重大な問題であります、しかし、これは国政の問題というわけにはいきません。市民税もこのように弱い人に負担がかかっている。そして、強い者は優遇されているという問題があります。だから、市民税の問題については了解できるわけがありません。

もう一つ、介護保険の問題についても、平均1,100円のアップということであります、新聞等によりますと、県下どこも上がっておりますが、対馬が特別上がっているわけではありませんけれども、これも直接市の責任ではないという面もありますけれども、やはり市はいろんな経費を節減しても、なるべくアップ率を下げるという努力をすべきであります。その姿が見えない。この2つの問題を取り上げて反対をするものであります。

副議長（畠島 孝吉君） 次に、賛成者の討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

副議長（畠島 孝吉君） 討論なしと認めます。

これから承認第5号、専決処分の承認を求めることがあります（対馬市税条例の一部を改正する条例）を採決によって決したいと思います。

原案に賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

副議長（畠島 孝吉君） 起立多数であります。よって、承認第5号、専決処分の承認を求めることがあります（対馬市税条例の一部を改正する条例）は承認されました。

暫時休憩します。

午前11時11分休憩

.....
午前11時12分再開

副議長（畠島 孝吉君） 再開いたします。

承認第6号、専決処分の承認を求めることがあります（対馬市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）について、承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

副議長（畠島 孝吉君） 異議なしと認めます。よって、承認第6号、専決処分の承認を求めることがあります（対馬市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）については承認されました。

次に、承認第7号、専決処分の承認を求めることがあります（対馬市介護保険条例の一部を改正

する条例)を採決によって決したいと思います。

採決は起立によって行います。原案に賛成の方の起立を求め願います。

[賛成者起立]

副議長(畠島 孝吉君) 起立多数であります。よって、承認第7号、専決処分の承認を求める
ことについて(対馬市介護保険条例の一部を改正する条例)については承認されました。

15分間休憩します。

午前11時13分休憩

.....
午前11時27分再開

副議長(畠島 孝吉君) 再開いたします。

・

日程第10.承認第8号

副議長(畠島 孝吉君) 日程第10、承認第8号、専決処分の承認を求めるについて(和解の申立てについて(久田浜団地))を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。建設部長、清水達明君。

建設部長(清水 達明君) ただいま上程されました承認第8号、和解の申立てについて、久田浜団地の専決処分の承認を求めるについての提案理由を説明いたします。

本案につきましては、市営住宅久田浜団地1棟102号に係ります市営住宅の滞納家賃の分割納入等につきまして、今回滞納者との提訴前の和解の確約が調い、早急に厳原簡易裁判所に和解の申し立てを行う必要が生じたため、平成18年4月20日付をもちまして、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により議会に御報告し、御承認をお願いするものでございます。

以上、簡単でございますが、提案理由でございます。よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。

副議長(畠島 孝吉君) これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

副議長(畠島 孝吉君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

副議長(畠島 孝吉君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから承認第8号、専決処分の承認を求めるについて(和解の申立てについて(久田浜団地))を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

副議長（畠島 孝吉君） 異議なしと認めます。したがって、承認第8号は原案のとおり承認されました。

休憩いたします。

なお、議会運営委員会を会議室で開催いたしますので、よろしくお願ひいたします。ほかの議員さん方は昼食休憩になります。午後1時から再開の予定であります。よろしくお願ひします。

午前11時29分休憩

午後1時00分再開

副議長（畠島 孝吉君） 再開いたします。

・

日程第11. 議長の辞職について

副議長（畠島 孝吉君） 日程第11、議長の辞職についてを議題とします。

議長平間利光君から、お手元に配付のとおり、平成18年5月1日、副議長あてに辞職願が提出されています。現在、平間利光君は病気のため、入院中であります。

お諮りします。平間利光君の議長の辞職を許可することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

副議長（畠島 孝吉君） 異議なしと認めます。したがって、平間利光君の議長の辞職を許可することに決定しました。

暫時休憩します。

午後1時00分休憩

午後1時03分再開

副議長（畠島 孝吉君） 再開いたします。

・

追加日程第1. 議長の選挙について

副議長（畠島 孝吉君） お諮りします。各議員へ配付のとおり、議長の選挙についてを議事日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

副議長（畠島 孝吉君） 異議なしと認めます。したがって、議長の選挙を議事日程に追加し、議題とすることに決定しました。

追加日程第1、議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場の出入り口を閉めます。

[議場閉鎖]

副議長（畠島 孝吉君） ただいまの出席議員数は25人であります。

投票用紙を配付いたします。

[投票用紙配付]

副議長（畠島 孝吉君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

副議長（畠島 孝吉君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。職員は議員に向かって投票箱を見せ、異状のない旨、議長に報告してください。

[投票箱点検]

副議長（畠島 孝吉君） 異状なしと認めます。

念のために申し上げます。投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、職員の点呼に応じて議長席に向かって右側から登壇し、順次投票した後、左から降壇願います。

[事務局局長点呼・議員投票]

1番	小西 明範議員	2番	永留 邦次議員
3番	波田 政和議員	4番	小宮 教義議員
5番	阿比留光雄議員	6番	三山 幸男議員
7番	小宮 政利議員	8番	初村 久藏議員
9番	吉見 優子議員	10番	糸瀬 一彦議員
11番	桐谷 徹議員	12番	宮原 五男議員
13番	大浦 孝司議員	14番	小川 廣康議員
15番	大部 初幸議員	16番	兵頭 榮議員
17番	上野洋次郎議員	18番	作元 義文議員
19番	黒岩 美俊議員	20番	島居 邦嗣議員
21番	武本 哲勇議員	22番	中原 康博議員
23番	桐谷 正義議員	24番	扇 作工門議員
25番	畠島 孝吉議員		

副議長（畠島 孝吉君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

副議長（畠島 孝吉君） 投票漏れなしと認めます。投票を終了します。

議場の出入り口を開きます。

〔議場開鎖〕

副議長（畠島 孝吉君） 開票を行います。会議規則第31条第2項の規定によって、立会人に初村久藏君及び吉見優子君を指名します。両議員の立ち会いをお願いいたします。

〔開票〕

副議長（畠島 孝吉君） 選挙の結果を報告します。

投票総数25票、これは先ほどの出席議員数に符合しております。そのうち、有効投票25票、無効投票ゼロ票。有効投票中、波田政和君13票、畠島孝吉君12票、以上のとおりです。この選挙の法定得票数は7票です。よって、波田政和君が当選されました。

ただいま議長に当選されました波田政和君が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定によって、当選の告知をします。

波田政和君、登壇し、あいさつをお願いします。

議員（3番 波田 政和君） それでは、皆様改めましてこんにちは。本日の議長選に際し、13名の先輩議員の皆様方に御推薦、御支持をしていただき、私を対馬市議会議長の重責につかせていただきましたことに対し深くお礼を申し上げます。日が経つにつれ、議長の重責、職務に對し身が引き締まる思いになると思いませんけれども、先輩議員の皆様方のこれまでの豊富な議会活動の中で会得されたことを御指導いただき、これまで以上の対馬市議会へと努力したいと決意しております。

また、行政の皆様には若輩無知な私でありますので、何かと御苦労をかけると思いますが、車の両輪のごとく常に支え合い、対馬市発展のため、行政のサポートと議会運営に全力を注ぎたいと思います。今後ともよろしくお願ひいたします、議長就任のあいさつとさせていただきます。本当にありがとうございました。

副議長（畠島 孝吉君） それでは、新議長に交代いたします。どうもありがとうございました。

〔副議長退席、議長着席〕

議長（波田 政和君） それでは、暫時休憩します。

全員協議会を開催しますので、議員の方は議員控室へお願いします。

午後1時17分協議会

〔全員協議会〕

午後2時10分再開

副議長（畠島 孝吉君） 会議を再開します。

・
・
追加日程第2 . 議長の常任委員の辞任について

副議長（畠島 孝吉君） 追加日程第2、議長の常任委員の辞任についてを議題とします。

地方自治法第117条の規定により、議長波田政和君の退場を求めます。

〔議長 波田 政和君 退場〕

副議長（畠島 孝吉君） お諮りします。議長は、議会全体を統理しなければならない立場にありますことから、厚生常任委員の辞任願が提出されております。

本案は、ただいま申し上げましたとおり、辞任を許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

副議長（畠島 孝吉君） 異議なしと認めます。したがって、議長の厚生常任委員の辞任を許可することに決定しました。

暫時休憩します。

午後2時11分休憩

午後2時12分再開

議長（波田 政和君） 再開します。

・
・
追加日程第3 . 常任委員の選任について

議長（波田 政和君） 追加日程第3、常任委員の選任についてを議題といたします。

お諮りします。波田議長の厚生常任委員の辞任に伴い、平間利光君を厚生常任委員に指名したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（波田 政和君） 異議なしと認めます。したがって、平間利光君は、厚生常任委員に選任することに決定いたしました。

・
・
追加日程第4 . 議席の一部変更について

議長（波田 政和君） 追加日程第4、議席の一部変更についてを議題とします。

議長の選挙に伴い、会議規則第4条第3項の規定によって、議席の一部を変更します。変更す

る議席は、お手元に配付しました議席表のとおり、一部変更をいたします。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長（波田 政和君） 異議なしと認めます。したがって、議席の一部を変更することに決定しました。

ただいま決定しました議席にそれぞれお着きをお願いします。

暫時休憩します。

午後2時14分休憩

.....
午後2時28分再開

議長（波田 政和君） 再開します。

• • •

追加日程第5 . 発議第5号

議長（波田 政和君） 追加日程第5、発議第5号、議会議員辞職勧告決議（案）について議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、中原康博君の退場を求める。

[21番 中原 康博君 退場]

議長（波田 政和君） 本案について提出者に提案理由の説明を求めます。宮原五男君。

議員（11番 宮原 五男君） 発議第5号、平成18年5月15日、対馬市議会議長波田政和様、提出者、対馬市議会議員宮原五男、賛成者、対馬市議会議員小川廣康、賛成者、対馬市議会議員作元義文、賛成者、対馬市議会議員大部初幸。

議会議員辞職勧告決議（案）、本議会は対馬市議会議員中原康博君に対し、次の理由により議員を辞職させることを勧告する。

なお、この発議案は急施事件として日程に追加し議題とされることを望みます。

提案理由、中原康博議員においては、平成16年8月10日、対馬市が実施した対馬中部地区ごみ中継施設建設工事の指名競争入札において、当人が元社長であった中原建設に有利な金額で落札させようと計画し、廣田前助役、前市民生活部長、前市民生活部次長から設計金額を聞き出し、入札の公正を妨害した容疑として、平成18年2月22日、対馬南警察署に逮捕され、同年3月15日に長崎地検より起訴されたところであります。

今回の事件は、中原康博議員が対馬市議会の厚生常任委員長としての要職の立場を利用し、設計価格の漏えいを強要したことによるものであり、過去に例を見ない大不祥事であります。

住民全体の代表者としての議員の品位及び信頼と対馬市市民並びに対馬市議会の信用の失墜、混乱はともに大きく、議員の資格はないものに等しいと思慮されます。自らをもって議員を辞職

すべきであるが、いまだに辞職する気配もないことから、ここに当人に対し議員の辞職を勧告するものであります。

以上でございます。

議長（波田 政和君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。3番、小宮教義君。

議員（3番 小宮 教義君） 議員辞職勧告決議（案）、この決議（案）は確かに法的な拘束力はないということでございます。

しかし、今回のこのごみ処理施設工事の入札に関するものだけならば、これでよろしいかと思いますが、しかし、事の起りは100条委員会から始まつたものと私は推察するものでございます。その100条委員会において中原議員は参考人、証人など延べ50数名にも及ぶ人たちを裁く立場でありながら、何と自分が過ちを起こし、今裁かれているところであります。多分中原議員は、議員辞職勧告決議（案）が可決をされた場合には、普通の状態じゃございませんので、これは必ず辞職されると思います。そうしますと、先ほど議席の数が変わりましたけども、21番になるんですかね。こう振り返ったときに、これから議会をするときに、中原議員の顔が見えないということになりますので、ぜひ同僚としては辞職される前にこの本議会において市民に陳謝をすべきだと思いますので、議長の方からの計らいをお願いをしたいと思います。

以上です。

議長（波田 政和君） ほかにありませんか。22番、桐谷正義君。

議員（22番 桐谷 正義君） 今、3番議員の発言の中で、議長の方から本人に陳謝をさせるべきという発言がありました。それは私は行き過ぎではないのかと。この議員辞職勧告決議（案）は、今、3番議員が言われたとおりだと私も認識しております。

ただし、法的拘束力がないものを議会が陳謝させるとか、そこまでは議会として行き過ぎではないのかと。これはあくまでも本人が、自らが陳謝する希望があれば、それは議会でちゃんと議長としてされるべき筋だと思いますが、あくまでも今後辞めるか辞めないか、それは本人しかわかりませんが、議会としては議員辞職勧告決議（案）までが限界でありますので、その後はその後いろいろな考え方あると思いますが、ただ、今の発言の中で本人に陳謝をさせろということは少し行き過ぎがあるのではないかと私は、あくまでも本人の意思に任せるべきだと私は感じます。

以上です。

議長（波田 政和君） 3番。

議員（3番 小宮 教義君） 確かにそうなんですが、ただ、先ほど申しましたように単独のこれならば、それはいいと思います。でも、100条委員会で50数名に対して自分が裁く立場にありながらそうしたわけですから、それは市民に対する愚弄ですよ。そういう意味でこの場で、

本人も去年選挙が終わった後に、ここで一般質問をする前に市民のお力で通していただいたと、市民の負託に応えるように力いっぱい頑張るんだと言っておられたんだから、せめて辞職されるんですから、される前にはやはり同僚として言葉をいただきたいと思います。その旨を了解していただきたい。

以上。

議長（波田 政和君） ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長（波田 政和君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わりますが、ただいま3番議員からの質疑を議長として先ほど話をしましたけども、中原議員本人に確認しましたが、謝罪はしないとの旨の報告があつてありますので、議長としてこれ以上は話ができないということになっております。（発言する者あり）

それでは、進行します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長（波田 政和君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから発議第5号、議會議員辞職勧告決議（案）についてを採決します。

この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

議長（波田 政和君） 起立多数であります。したがって、発議第5号は可決されました。

中原議員が入られますので、しばらくお待ちください。

それでは、進行します。

・ · ·

議長（波田 政和君） 以上で本日の会議日程は全部終了しました。

市長よりあいさつの申し出があつてありますので、お受けいたします。市長。

市長（松村 良幸君） 閉会に当たりまして一言あいさつを申し上げます。

本日御提案申し上げました8件の専決処分案件につきましては御承認をいただきまして、まことにありがとうございます。17年度予算の執行につきましては、遗漏のなきよう事務処理をはじめ適正に対処するよう努めてまいりたいと考えております。議員皆様からいただきました御意見は、今後の行政に反映できますよう努力をしてまいりたいと考えております。

また、先ほど平間議長の辞職に伴いまして新たに後任の議長に波田政和氏が選任されました。まずもってお祝いを申し上げたいと思います。また、常任委員会など一部委員さん方も変わられ

たようでございます。

今、対馬市は第1次産業の農林水産業をはじめとした市民、島民皆さんのがんばりは筆舌に尽くしがたいものがあります。悲鳴が上がっておることも、これは私が申し上げるまでもなく、皆さんよく御承知のとおりでございます。一刻の猶予もないと、このように思っております。今後はこういった冷え切った対馬の元気づくり、スムーズな議会の運営が行われますよう、併せまして私ども理事者に対しましても一層の御指導、御叱正、そして、御協力を賜りますようよろしくお願いを申し上げる次第であります。平間議員さんには1日も早く全快をされ、元気なお姿でお会いできることをお祈りいたしております。

最後になりましたが、議員諸兄におかれまして今後ますますの御活躍と御健勝を祈念をいたしまして、閉会のあいさつにかえさせていただきます。どうも今日はありがとうございました。

・ · ·

議長（波田 政和君） それでは、本日の日程を終了いたしましたので、会議を閉じます。

平成18年第1回対馬市議会臨時会を閉会いたします。大変お疲れさまでした。

午後2時43分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議長 波田 政和

副議長 畑島 孝吉

署名議員 三山 幸男

署名議員 小宮 政利